

日時：令和7年11月21日（金）
午後3時00分～4時30分
場所：議会棟 第一委員会室

【令和7年度】
第2回我孫子市地域公共交通協議会
兼
交通会議

資料



協議事項1 我孫子市地域公共交通計画 について

●地域公共交通計画策定の趣旨

バス・タクシーをはじめとする地域公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転士不足の深刻化については、本市において大きな課題となっていることから、積極的に地域公共交通の維持・確保を行っていく必要があります。

本市では、平成23年に「地域公共交通総合連携計画」を策定しましたが、12年を経過しているため、計画策定当時と比べ、公共交通の利用者数の減少や運転士不足など路線バス・タクシー事業を取り巻く環境が非常に厳しくなっています。このことを重大な問題と捉え、今回、「我孫子市地域公共交通計画」の策定を進めることとしました。

●施行予定日

令和8年1月1日

●我孫子市地域公共交通計画策定に向けてのスケジュール（予定含む）

令和7年	6月26日	第1回我孫子市地域公共交通協議会
	7月29日	市民代表委員への計画に関する意見交換会
	8月～10月	交通事業者等への計画に関する説明
	11月21日	第2回我孫子市地域公共交通協議会
	12月～	国土交通大臣及び総務大臣に計画書を提出
令和8年	1月1日	我孫子市地域公共交通計画施行

●我孫子市地域公共交通計画・・・別紙

協議事項2 布佐ルート実証運行バスに関する工事に伴う運行経路の一部変更について

●**名称**

布佐ルート実証運行バス 令和6年9月2日運行開始

●**運行事業者**

阪東自動車株式会社（委託運行）

●**改正経緯**

「布佐駅郵便局前」付近にて、布佐排水区雨水幹線整備工事（治水課発注工事）が行われます。それに伴い、長期間の交通規制が生じるため、工事期間は下記迂回ルートを行います。

●**改正予定日**

令和8年1月9日～令和9年1月下旬

●**使用車両**

日野ポンチョ1台（予備車別）

【天王台駅行き】

バス停名	種別	新設等理由
布佐駅東口	既存	変更なし
布佐郵便局前	利用不可	工事により利用不可
布佐上町ー//ー天王台駅北口	既存	変更なし

【布佐駅行き】

バス停名	種別	新設等理由
天王台駅北口ー//ー布佐上町	既存	変更なし
布佐郵便局前	利用不可	工事により利用不可
布佐駅東口	既存	変更なし

●**運賃**

変更なし（後述運賃表のとおり）

●**地域住民への周知**

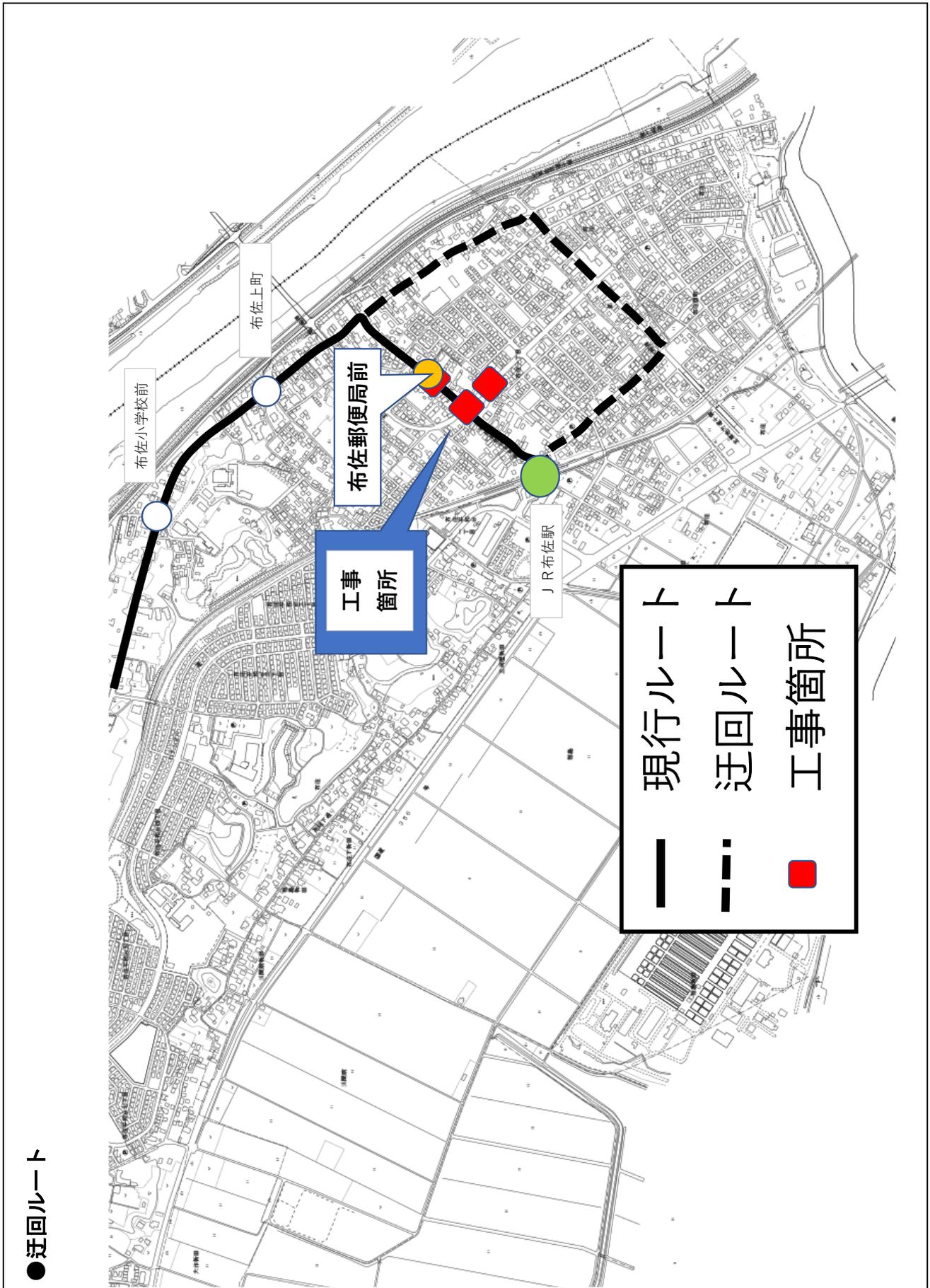
市ホームページ、
広報あびこ 11月16日号にて掲載

**布佐ルート実証運行バス 停留所「布佐郵便局前」
令和8年1月9日金から一時利用不可**

雨水幹線整備工事によるルート変更に伴い、停留所「布佐郵便局前（往路・復路）」が1月下旬まで利用不可となります。利用再開日は決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。
※その他の停留所の運行時間や運賃は変更なし
☎ 交通政策課・内線330



▲市HP



協議事項2 布佐ルート実証運行バスに関する工事に伴う運行経路の一部変更について

道路運送法第15条の2及び同法施行規則第15条の4に掲げる路線の変更に関する協議が調っていることの証明書

令和7年11月21日開催の第2回我孫子市地域公共交通協議会兼交通会議において、下記事項に関し協議が調ったことを証明する。

1. 協議が調っている路線又は営業区域

定期路線—1	【布佐駅行き】 天王台駅北口—//—布佐小学校前—布佐上町— 布佐郵便局前 —布佐駅東口 ※一部バス停省略 【天王台駅行き】 布佐駅東口— 布佐郵便局前 —布佐上町—布佐小学校前—//—天王台駅北口 ※一部バス停省略
--------	---

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

別紙のとおり

3. 適用する期間又は区間その他条件を付す場合にはその条件

(1) 適用する期間又は区間その他条件を付す場合にはその条件

令和8年1月9日から令和9年1月下旬まで

その他条件

- ・ 道路運送法及びその他法令に基づく運行を行うこと。
- ・ 運行方法を変更（運行経路変更・廃止、時刻表変更、バス停設置・廃止、運賃変更）する際は、我孫子市地域公共交通会議の承認を得ること。

(2) 運行事業者

阪東自動車株式会社

(3) 協議が調っている使用車両

日野ポンチョ 1台（予備車別）

令和7年 月 日
我孫子市地域公共交通会議
会長 渡辺 健成

協議事項3 布佐ルート実証運行バスの実証運行期間の延伸について

●名称

布佐ルート実証運行バス 令和6年9月2日運行開始

●運行事業者

阪東自動車株式会社（委託運行）

●経緯

- ・ 令和6年8月末で阪東自動車株式会社が路線廃止した天王台布佐線を、令和6年9月2日から市が阪東自動車株式会社の路線から引き継ぎ、路線の必要性について検証を行うために交通会議の予算で運行を開始し、令和8年9月からの本格運行を目指しました。
- ・ 令和6年10月頃に、新木布佐地区等の自治会へアンケート調査を行うと共に、11月にバス利用者へ利用実態などについてインタビュー調査を実施しました。
- ・ 旧我孫子市地域公共交通総合連携計画において、課題となっていた布佐上町地区の交通不便地区を解消するため、令和7年10月1日から布佐駅東口を起点とした運行経路に変更し、また、布佐ルートの実証運行バスの収支を改善するため、併せて運賃の改定を行いました。

●実証運行期間の延伸

令和8年9月からの本格運行に向けて一般競争入札を予定していましたが、小型バスを製造している日野自動車に確認したところ、現行の小型バスの製造を終了するため、これ以上の新規発注ができない状況であることその他、新モデルのリリース時期についても未定の現状となっています。

当該バスは運行経路が長い路線でもあることから、本格運行後においても新たな交通不便地区への対応等、柔軟な運行経路の変更が行えるよう、小型バスでの運用メリットが大きいため、新モデル車両の導入を注視したいと考えています。

また、それまでの期間に、今年度に変更した運行経路と運賃改定後の検証、コミュニティバスとしての運行経路の研究等も行いますので、令和8年8月末までだった実証運行期間を令和9年3月31日まで延伸し、運行にあたっては引き続き阪東自動車株式会社に依頼したいと考えています。

なお、本格運行へ移行する際は、一般競争入札で運行事業者を決定する考え方に変わりはありません。

●布佐ルート実証運行バスのスケジュール

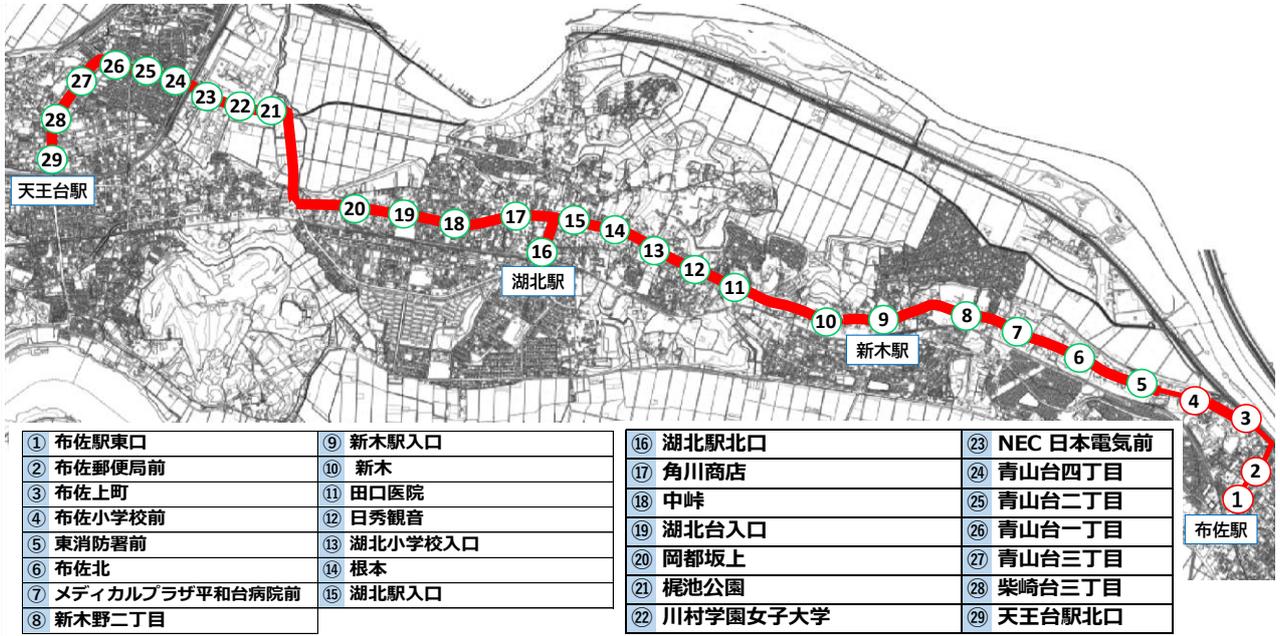
【令和7年1月8日開催の第4回地域公共交通会議で承認された期間】

- ・ 令和6年9月2日から令和8年8月31日まで（24か月）

●変更後運行期間

・令和6年9月2日から令和9年3月31日まで（31か月）

○布佐ルート実証運行バス経路図



○運賃

- 大人運賃(IC・現金)
- 小児運賃(IC・現金)

大人運賃の半額
(10円単位に四捨五入)

布佐駅東口						
布佐郵便局前						
布佐上町						
布佐小学校前						
東消防署前						
布佐北	200円					
行「カルラサ 平和台病院前						
新木野二丁目						
新木駅入口		220円				
新木						
田口医院						
日秀観音	200円	270円				
湖北小学校入口						
根本						
湖北駅入口	200円	230円	310円			
湖北駅北口						
角川商店						
中峠						
湖北台入口	200円	230円	280円	360円		
岡都坂上						
梶池公園		230円	260円	320円	400円	
川村学園女子大学						
NEC日本電気前	200円	250円	300円	350円		
青山台四丁目						
青山台二丁目						
青山台一丁目	200円	260円	280円	340円	380円	430円
青山台三丁目						
柴崎台三丁目	250円	280円	340円	380円		
天王台駅北口						

【支払方法】
現金またはICカード
※定期券・回数券の取扱いはありません。
また、あびバス回数券や阪東自動車(株)が発行する定期券等のご利用もできませんのでご注意ください。

小 人…大人運賃の半額(小学生は小人運賃、中学生以上は大人運賃)
未 就 学 児…無料
障害者割引…大人:大人運賃の半額、小人:小人運賃の半額
※ 障害者手帳またはミライID(スマートフォンアプリ)の提示をお願いします。
※ 障害者の介助者は1名に限り、運賃を半額とします。
※ 10円未満の端数は10円単位に四捨五入

協議事項2 布佐ルート実証運行バスの実証運行期間の延伸について

**道路運送法第15条の2及び同法施行規則第15条の4に掲げる
事業計画に関する変更の協議が調っていることの証明書**

令和7年11月21日開催の第2回我孫子市地域公共交通協議会兼交通会議において、下記事項に関し協議が調ったことを証明する。

1. 協議が調っている路線又は営業区域

定期路線—1	別紙のとおり
--------	--------

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

別紙のとおり

3. 適用する期間又は区間その他条件を付す場合にはその条件

(1) 適用日（変更日）

適用する期間：旧期間 令和6年9月2日から令和8年8月31日まで
新期間 令和6年9月2日から令和9年3月31日まで

(2) 運行事業者

阪東自動車株式会社

(3) 協議が調っている使用車両

日野ポンチョ 1台（予備車別）

令和7年 月 日
我孫子市地域公共交通会議
会長 渡辺 健成

協議事項4 あびバス（栄・泉・並木ルート）の運行経路一部変更の取り下げについて

●**名称**

我孫子市コミュニティバス（愛称：あびバス）栄・並木・泉ルート
平成18年1月10日運行開始

●**運行事業者**

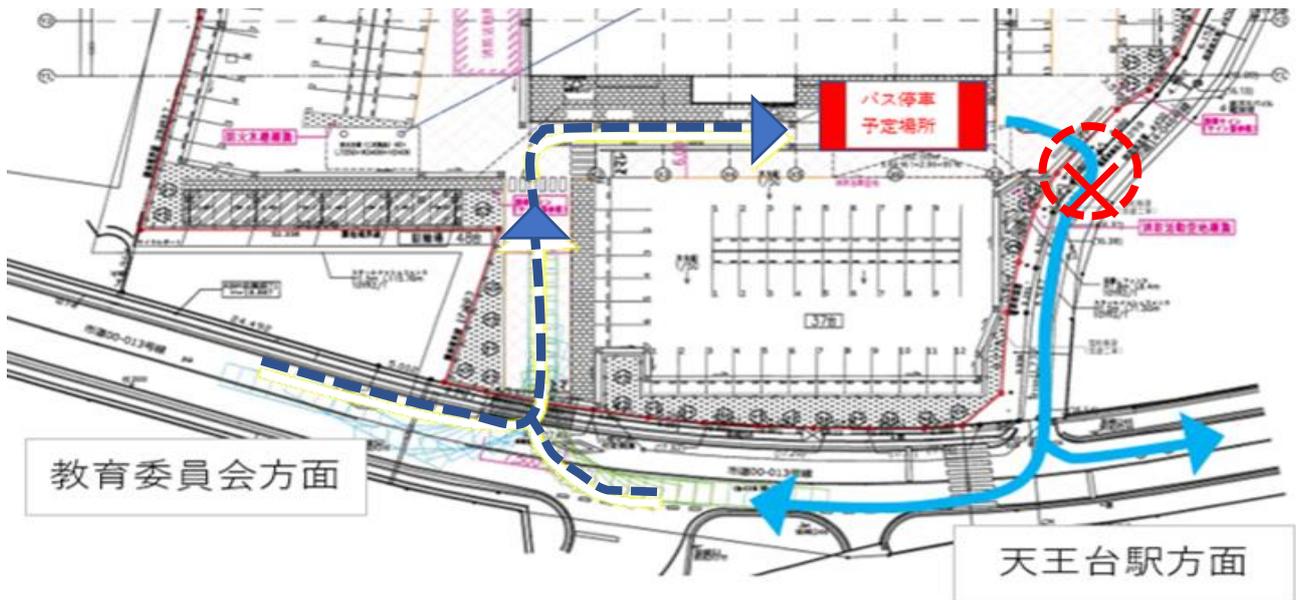
阪東自動車株式会社（委託運行）

●**改正経緯**

令和7年1月8日に開催した令和6年度 第4回 我孫子市地域公共交通会議での「協議事項2 あびバス「栄・並木・泉ルート」運行経路の一部変更」について、我孫子東邦病院が現在の場所から柴崎地区へ移転することから、令和7年10月の開院予定に併せて病院敷地内にバス停を設置し運行経路を変更することで承認をいただきましたが、あびバスの乗り入れ試験運行を行った際に、敷地内の電柱等が支障となっており、当初予定していた出口を通過することができないことが判明しました。

このため、既に関東運輸局へ届け出済みの運行経路の一部変更については、一度取り下げることとし、出口支障物の問題が解消して運行が可能となった後に、改めて会議に諮ることとします。

【東邦病院内経路図】



●地域住民への周知

広報あびこ 11月16日号にて掲載

あびバス栄・泉・並木ルート

停留所「我孫子東邦病院」
利用延期

10月に設置を予定していた停留所「我孫子東邦病院」は、病院敷地内のバス通行に支障が生じたため、利用を延期しています。当面の間、停留所「我孫子市教育委員会」をご利用ください。利用開始日は決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。



▲市HP

※その他の停留所の運行時間や運賃は変更なし

☎ 交通政策課・内線330



●時刻表（申請時）

あびバス時刻表（栄・並木・泉ルート）

令和7年1月21日現在

停留所		栄町→天王台駅→並木まわり栄先回り							
番号	名称	所用 時分	あびこ ショッピング プラザ入口経由		あびこショッピングプラザ経由				
1	我孫子駅北口		7:00	7:50	9:30	11:05	13:50	14:40	17:05
2	後田	001	7:01	7:51	9:31	11:06	13:51	14:41	17:06
3	栄町入口	003	7:04	7:54	9:34	11:09	13:54	14:44	17:09
4	栄町	001	7:05	7:55	9:35	11:10	13:55	14:45	17:10
5	住宅前	001	7:06	7:56	9:36	11:11	13:56	14:46	17:11
6	浅庭	001	7:07	7:57	9:37	11:12	13:57	14:47	17:12
7	泉団地	001	7:08	7:58	9:38	11:13	13:58	14:48	17:13
8	柴崎台1丁目	001	7:09	7:59	9:39	11:14	13:59	14:49	17:14
9	天王台駅北口	006	7:15	8:05	9:45	11:20	14:05	14:55	17:20
10	第3小学校前	001	7:16	8:06	9:46	11:21	14:06	14:56	17:21
11	柴崎	001	7:17	8:07	9:47	11:22	14:07	14:57	17:22
12	東邦病院	002	7:19	8:09	9:49	11:24	14:09	14:59	17:24
13	我孫子市教育委員会	000	7:19	8:09	9:49	11:24	14:09	14:59	17:24
14	電研坂上	001	7:20	8:10	9:50	11:25	14:10	15:00	17:25
15	電研下	000	7:20	8:10	9:50	11:25	14:10	15:00	17:25
16	並木8丁目	001	7:21	8:11	9:51	11:26	14:11	15:01	17:26
17	並木坂下	001	7:22	8:12	9:52	11:27	14:12	15:02	17:27
18	並木7丁目	001	7:23	8:13	9:53	11:28	14:13	15:03	17:28
19	並木9丁目	000	7:23	8:13	9:53	11:28	14:13	15:03	17:28
20	並木6丁目	001	7:24	8:14	9:54	11:29	14:14	15:04	17:29
21	我孫子北近隣センター	002	7:26	8:16	9:56	11:31	14:16	15:06	17:31
22	我孫子後田公園	001	7:27	8:17	9:57	11:32	14:17	15:07	17:32
23	アビコ外科	002	7:29	8:19	9:59	11:34	14:19	15:09	17:34
24-1	あびこショッピングプラザ	001			10:00	11:35	14:20	15:10	17:35
24-2	あびこショッピングプラザ入口	002	7:31	8:21					
25	我孫子駅前郵便局	003	7:34	8:24	10:03	11:38	14:23	15:13	17:38
26	我孫子駅北口	0:10	7:45	8:35	10:15	11:50	14:35	15:25	17:50

停留所		並木→天王台駅→栄町まわり 並木先回り					
番号	名称	所用 時分					
1	我孫子駅北口		8:40	11:55	15:30	17:55	
2	後田	001	8:41	11:56	15:31	17:56	
3	我孫子北近隣センター	000	8:41	11:56	15:31	17:56	
4	並木6丁目	002	8:43	11:58	15:33	17:58	
5	並木9丁目	002	8:45	12:00	15:35	18:00	
6	並木7丁目	000	8:45	12:00	15:35	18:00	
7	並木坂下	001	8:46	12:01	15:36	18:01	
8	並木8丁目	001	8:47	12:02	15:37	18:02	
9	電研下	001	8:48	12:03	15:38	18:03	
10	電研坂上	000	8:48	12:03	15:38	18:03	
11	我孫子市教育委員会	001	8:49	12:04	15:39	18:04	
12	東邦病院	001	8:50	12:05	15:40	18:05	
13	柴崎	001	8:51	12:06	15:41	18:06	
14	第3小学校前	001	8:52	12:07	15:42	18:07	
15	天王台駅北口	008	9:00	12:15	15:50	18:15	
16	柴崎台1丁目	001	9:01	12:16	15:51	18:16	
17	泉団地	002	9:03	12:18	15:53	18:18	
18	浅庭	001	9:04	12:19	15:54	18:19	
19	住宅前	001	9:05	12:20	15:55	18:20	
20	栄町	000	9:05	12:20	15:55	18:20	
21	栄町入口	001	9:06	12:21	15:56	18:21	
22	後田	003	9:09	12:24	15:59	18:24	
23	我孫子駅北口	0:16	9:25	12:40	16:15	18:40	

●時刻表（取下げ後）

あびバス時刻表（栄・並木・泉ルート）

停留所		栄町→天王台駅→並木まわり(栄先回り)										停留所		並木→天王台駅→栄町まわり(並木先回り)				
番号	名称			あびこショッピングプラザ入口経由		あびこショッピングプラザ経由						番号	名称					
1	我孫子駅北口			7:00	8:02	10:06	11:47	14:55	17:38			1	我孫子駅北口			9:04	13:53	15:56
2	後田	001	001	7:01	8:03	10:07	11:48	14:56	17:39			2	後田	001	001	9:05	13:54	15:57
3	栄町入口	003	003	7:04	8:06	10:10	11:51	14:59	17:42			3	我孫子北近隣センター	000	000	9:05	13:54	15:57
4	栄町	002	002	7:06	8:08	10:12	11:53	15:01	17:44			4	並木6丁目	002	002	9:07	13:56	15:59
5	住宅前	001	001	7:07	8:09	10:13	11:54	15:02	17:45			5	日新集会所	004	004	9:11	14:00	16:03
6	浅庭	001	001	7:08	8:10	10:14	11:55	15:03	17:46			6	電研坂上	006	006	9:17	14:06	16:09
7	泉団地	001	001	7:09	8:11	10:15	11:56	15:04	17:47			7	電研下	001	001	9:18	14:07	16:10
8	柴崎台1丁目	001	001	7:10	8:12	10:16	11:57	15:05	17:48			8	並木8丁目	001	001	9:19	14:08	16:11
9	天王台駅北口	006	006	7:16	8:18	10:22	12:03	15:11	17:54			9	並木坂下	001	001	9:20	14:09	16:12
10	第3小学校前	001	001	7:17	8:19	10:23	12:04	15:12	17:55			10	並木7丁目	001	001	9:21	14:10	16:13
11	柴崎	001	001	7:18	8:20	10:24	12:05	15:13	17:56			11	並木9丁目	000	000	9:21	14:10	16:13
12	我孫子市教育委員会	002	002	7:20	8:22	10:26	12:07	15:15	17:58			12	電研下	002	002	9:23	14:12	16:15
13	日新集会所	006	006	7:26	8:28	10:32	12:13	15:21	18:04			13	電研坂上	001	001	9:24	14:13	16:16
14	電研坂上	002	002	7:28	8:30	10:34	12:15	15:23	18:06			14	我孫子市教育委員会	001	001	9:25	14:14	16:17
15	電研下	001	001	7:29	8:31	10:35	12:16	15:24	18:07			15	柴崎	002	002	9:27	14:16	16:19
16	並木8丁目	001	001	7:30	8:32	10:36	12:17	15:25	18:08			16	第3小学校前	001	001	9:28	14:17	16:20
17	並木坂下	001	001	7:31	8:33	10:37	12:18	15:26	18:09			17	天王台駅北口	008	008	9:36	14:25	16:28
18	並木7丁目	001	001	7:32	8:34	10:38	12:19	15:27	18:10			18	柴崎台1丁目	001	001	9:37	14:26	16:29
19	並木9丁目	000	000	7:32	8:34	10:38	12:19	15:27	18:10			19	泉団地	002	002	9:39	14:28	16:31
20	電研下	002	002	7:34	8:36	10:40	12:21	15:29	18:12			20	浅庭	001	001	9:40	14:29	16:32
21	電研坂上	001	001	7:35	8:37	10:41	12:22	15:30	18:13			21	住宅前	001	001	9:41	14:30	16:33
22	並木6丁目	003	003	7:38	8:40	10:44	12:25	15:33	18:16			22	栄町	000	000	9:41	14:30	16:33
23	我孫子北近隣センター	002	002	7:40	8:42	10:46	12:27	15:35	18:18			23	栄町入口	001	001	9:42	14:31	16:34
24	我孫子後田公園	001	001	7:41	8:43	10:47	12:28	15:36	18:19			24	後田	003	003	9:45	14:34	16:37
25	アビコ外科	002	002	7:43	8:45	10:49	12:30	15:38	18:21			25	我孫子駅北口	016	016	10:01	14:50	16:53
26-1	あびこショッピングプラザ		001			10:50	12:31	15:39	18:22									
26-2	あびこショッピングプラザ入口		002			7:45	8:47											
27	我孫子駅前郵便局	003	003	7:48	8:50	10:53	12:34	15:42	18:25									
28	我孫子駅北口	009	009	7:57	8:59	11:02	12:43	15:51	18:34									

その他事項 我孫子市地域公共交通会議分科会設置要領の一部改正について

○趣旨

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、分科会という）において協議を行うこととなっていますが、この度、国土交通省から軽微な事案については、分科会の開催は必ずしも要しないとするとの通知がありました。

分科会は、運賃等について協議を行う会ですが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、開催にあたって関係者の負担が発生しているとの意見が寄せられていることから、その負担を軽減することを目的に、分科会で付議される案件のうち軽微な事案については、分科会の開催は必ずしも要しないこととされました。

このため、下記の軽微な事案については分科会の開催を要しないこととするため、その旨を設置要綱に明文化するものです。

【軽微な事案】

- ・ 路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

○運用開始までのスケジュール

- 令和8年1月16日 パブリックコメントによる意見募集（2月15日まで）
- 2月～3月 運賃協議分科会の開催（書面）
- 4月 1日 分科会設置要領の改定

道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

（参考：国土交通省からの通知）

事務連絡

令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法(以下「法」という。)が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議(道路運送法施行規則第4条第2項)とは別の協議会(以下「運賃協議会」という。)を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2.により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・ 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。)でも、運賃額に変更がない場合。
- ・ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

以上